

大阪府内建築行政連絡協議会

-50 周年企画-
座談会記録



座談会出席者



(敬称略) 写真左から

- ▶吹田市都市計画部開発審査室参事 東野 創太
- ▶大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長兼
大阪府内建築行政連絡協議会副会長 矢倉 道久
- ▶和泉市都市デザイン部建築・開発指導室長 東 清隆
- ▶豊中市都市計画推進部都市計画課長
(元都市計画推進部建築審査課長) 山本 有紀
- ▶大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室長兼
大阪府内建築行政連絡協議会会長 牧田 武一

- ▶(一財)大阪建築防災センター定期報告部長 大西 康之
- ▶(株)ジェイネット取締役執行役員兼
確認検査部確認審査部長 丸岡 孝久
- ▶日本建築検査協会(株)代表取締役 山崎 哲
- ▶(公社)大阪府建築士会会長兼
(公社)日本建築士会連合会副会長兼
近畿建築士会協議会代表会長 岡本 森廣
- ▶(一財)大阪府建築士事務所協会法規・相談委員会委員兼
(株)竹中工務店設計本部設計企画部
設計企画グループシニアチーフコンサルタント申請総括
野口 元

大連協の活動

東野：本日は二つのテーマ、「過去の振り返り」「今後の展望」について、本座談会の中で談話いただきたいと考えております。まず初めに、この度50周年を迎える大連協の概要について、大連協副会長である大阪府の矢倉様からお話いただきしたいと思います。

矢倉：大連協50周年を迎えるにあたりまして、大阪府内建築行政連絡協議会（略称「大連協」）の概要を簡単に説明させていただきます。当協議会の変遷として、1973年（昭和48年）に大阪府下特定行政庁連絡協議会（略称「特連協」）としてスタートし、当時は大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、大阪府の10団体の構成でした。また、同年に大阪府内特定行政庁等の出捐により、定期報告業務の代行機関として、大阪建築防災センターが設立しています。その後、1999年（平成11年）に指定確認検査



大阪府 矢倉 道久 氏

機関にもご加入いただき、現在の名称である大阪府内建築行政連絡協議会が発足しました。これまで、企画調整部会など8つの部会を設け、法解釈の調整など各分野において活動してきました。会員単体のマンパワーや技術的にできない事柄を会員間で連携・協力し、建

築基準法の意匠・構造・設備など関係法令の解釈・質疑応答集の作成や「コンクリート工事に関する取扱要領」を作成し、品質管理を徹底するなど、建築行政を適正に運用してきました。さらに、大阪府内の建築行政会議の枠にとどまらず、上部団体の近畿建築行政会議や日本建築行政会議に積極的に企画立案を行うなど、円滑な建築基準法の運用に努めてきました。

現在、18の大阪府内特定行政庁と業務区域に大阪府内を含む32の指定確認検査機関で構成し、相互の連携を図り、意見交換や情報提供など建築士会・建築士事務所協会など建築関係団体と連携し、更なる建築行政の円滑かつ適正な運用を図るために活動しております。

東野：矢倉様ありがとうございます。大連協の概要について、お話をいただきました。大連協の過去の活動について、他にもお話をいただきたいと思えます。東様、いかがでしょうか。

東：大阪府では古くから意匠のQ&A、構造の解説書、設備の解説書と3分野において、しっかりと書籍が作成されていたことを実感しました。平成11年に大阪府の構造係に配属された際に、渡された本が建築基準法構造関係法令1996年版、俗にいう緑本と言われるものでした。今はもっとスリムな本になっておりますが、この緑本が700ページぐらいある非常にボリュームのある本で、当時を思い起こすと建築基準法は非常に条文も短く、告示もなく、内容が薄かったため、解説書を充実させることでうまく大阪では乗り切っていたのだと改めて実感しました。このような解説本は行政の方で取りまとめるもの、発行については常に建築士会や事務所協会のご協力を得ながら行っていましたので、この協力が非常に大きかったと思います。

東野：ありがとうございます。他に皆様いかがでしょうか。

岡本：解説本については頻繁に参考にさせて頂いています。建築士会

は日本全国で7ブロックありますが、こういった解説本を出しているところは東京と大阪しかありません。設計や工事監理業務など実務に即したものであり、非常に参考になる書籍であると私は思います。社員の教育でも多忙で手が離せない時等、「何か質問があればあの本を参考にして」と言っておりました。大変身近な、我々にとって貴重な技術の本だと思っています。

東野…丸岡様、お願い致します。

丸岡…指定確認検査機関として、近畿2府4県の区域で業務させて頂いておりますが、大阪府以外の場所では建築基準法の取り扱いについて質疑等を行政にあげますと、大連協のQ&Aを参考にされるケースが多いです。やはり大阪だけでなく、周りの近畿2府4県にもこういったしつかりとした基準があるという認識を持っていただいていると感じます。確認機関としても非常にありがたいものだと思います。

東野…ありがとうございます。それでは野口様お願いいたします。

野口…私は現役の設計者として、必ずバイブルのように解説本等を手にとりながら設計しております。その中で、法改正など、その時代の变化に合わせてどんどん改定していくレスポンスの良さは本当にすごいなと思っております。また、指定確認検査機関が加わってからは確認機関からの情報がQ&Aの中に織り込まれていて、我々の声がそこに含まれておりました。そういった点がこの本の値打ちだと感じます。

東野…ありがとうございます。定期的に改訂している中で、指定確認検査機関にも参画いただいて、改訂を進められるのは大連協特有の強みであると思っております。また大きな法改正が迫っておりますが、その難局も皆様のお力をお借りして、乗り越えていきたいと思っております。それでは大連協の活動についての振り返りは、ここで終

わりまして、過去の振り返りに移っていききたいと思っております。

阪神淡路大震災・民間開放

東野…平成7年の阪神大震災、それを受けての民間開放の時代の話に移っていききたいと思っております。平成7年1月のマグニチュード7.2の大規模な地震を契機としまして、今まで行政で担ってきた確認検査業務を民間の指定確認検査機関に開放し、民間の力をお借りしながら、確認検査業務を充実させてきたと思っております。また、耐震改修促進法が非常に広く認知された時期でもあると思っております。当時の丸岡様の経験談をお話いただきたいと思っております。

丸岡…民間の指定確認検査機関で勤務する前、私は申請者側である建築設計の仕事をしておりました。震災当日は、東京でも強い揺れを感じました。当日は、東京でも強い揺れを感じました。テレビのニュースで見た阪神高



(株) ジェイネット 丸岡 孝久 氏

速の橋げたが倒れた場面は大変衝撃的でした。実家に慌てて電話をしましたが繋がらない状況で、不安でたまらない時間を過ごしました。今年の正月に能登で震災がありました。同じような思いをされている方がたくさんいらっしゃることを考えます



和泉市 東 清隆 氏

と非常に心が痛みます。阪神大震災をきっかけに建築に携わる者として「安全・安心」という言葉について考えさせられました。当時、設計者の立場からすると「安全・安心」は、仕事で目指すところではないことが多く、デザイン優先になっていましたが、この震災をきっかけに「安全・安心」の重要性を再認識することになりました。この頃から確認検査の仕事に興味を持つこととなり、民間開放をうけて現在の職業に就きました。

東野…ありがとうございます。阪神淡路大震災の頃から民間開放に至るところまで振り返っていただきました。続いて民間開放以前のお話を和泉市の東様からいただきたいと思えます。

東…私が建築行政に携わったのは平成11年、まさに民間開放直前に大阪府の構造係に配属されました。当時の大阪府の建築確認審査の状況を簡単に申し上げますと、年間で1万件程度の建築確認を抱えていました。そのうち半分弱

は私が行っていた構造審査が必要な物件で、それを約10人の担当者で処理していました。大抵の建築物がありますが、1人あたり年間約400件から500件の構造審査をする必要があります。当時の審査期限が21日以内でし

たので、3階の木造住宅や鉄骨住宅であれば、2時間ほどで審査しないと、物理的になかなか回らないといった状況でした。様々な苦労しながら審査をしていた最中、7月に中間検査をスタートすることにしました。「業務をどうやって回していこうか」というのが率直に思ったことでした。

当時、完了検査の制度はありませんでしたが、完了検査の申請率は大体3割から4割ぐらいしかありませんでした。確認審査も検査も行政だけでは手一杯といった状況で中間検査制度が始まりました。民間開放がなければ、とても業務が回らないという状況で、民間開放がスタートされたと思っております。

東野…ありがとうございます。今のお話から民間開放はともメリットがあつたと行政も思っておりますが、申請者側のお立場から民間開放のメリットをどのように感じられたかを野口様からご意見をいただきました。思います。

民間開放を受けて

野口…私も30年働いておりますので、民間開放された時の事は非常に記憶に残っています。民間開放前の特定行政庁は非常に混雑しており、申請者はずっと行列を作って、「ここを直して。」と言われたら壁沿いのテーブルで直して、また後ろに下がって並んでという繰り返しでした。このようなレスポンスの悪さを感じておりましたので、民間開放されて一番のメリットだと思ったのがスピード感でした。また、先ほど中間検査の話が出ましたが、中間検査制度によって、良質な建物がたくさんストックされてきていることを実感しております。

東野…ありがとうございます。申請者の立場から民間開放のメリットについてお話を聞きし、まさに仰る通りだと思います。しかし、民

間開放により行政だけで担ってきた特有のルールを標準化していかなければならないという課題を当時の我々は今以上に持っていたと思います。我々が抱えていたジレンマ等についてお話を再度東様よりお願いします。

東 大阪ではご存知のとおり、開発指導要綱という指導が定着しており、民間開放することで市を通らずに直接民間の方に申請されてしまうと開発の指導ができなくなるのではないかと懸念がありました。そこで、大阪府は従前から建築確認に先立って、地元の市町村を経由して、地元の市町村で道路や都市計画などの情報をまとめた調査報告書を作っていたという状況がありました。実は和泉市も平成14年までは經由市でそういう仕事をしていました。よく覚えておりますが、調査報告書を参考に、各特定行政庁がそれぞれ工夫をして、特定行政庁を一旦經由してから民間に持ち込むという制度が独自にできました。結果的に、設計者のチェックはもちろん、確認機関でもチェックしていただいて、特定行政庁もチェックするといった三重のチェックが入ることで、単体規定の方では經由中に見ることないですが、用途地域や道路等、大きな見逃しの防止に繋がっていると思っております。

東野 ありがとうございます。岡本様、お願いいたします。

岡本 民間開放以前に、迷うことがあった際に行政庁へ相談に伺うと解決策をいろいろ提供いただけました。それが今は市町村の確認審査業務は民間で行うようになり、行政の建築職人員がどんどん減って非常に難儀しております。もう一つ、実は品確法も民間開放時に施行され、非常に難儀した記憶もあります。来年も省エネ適判の義務化など色々変わるので混乱を招くことがあると思います。

民間開放のメリットだけではなく、そこに潜んでいるデメリットも少し考えてほしいというのは、行政および民間機関にお願いしたいところ

です。

東野 ありがとうございます。岡本様の話を受けて、矢倉様いかがでしょうか。

矢倉 岡本様のご指摘のとおり、現在は指定確認検査機関と行政とは役割分担ができており、法的にわからないことは行政に確認する、建築確認は指定確認検査機関に申請するという役割です。こういった分担はやむを得ないと考えます。

牧田 先ほど市の方でも業務が民間開放に移行するに伴って、人が減り、人員確保が難しいというお話がありました。確かにそういった現象が府内でも見られ、市町村だけでなく、私ども大阪府でも同じようなことが起きています。表面的に見ると、現在約99%を民間へ移行しているのですが、行政側でほとんど審査していないのではないかとと思われるかもしれません。しかしながら、審査する前の指定確認検査機関からのご相談や設計者からの直接のご相談、チェックして指導も含め、実はそちらに相当の時間を費やしておりますが、それが外からでは見えてこない。それが私の今のジレンマであります。

一つの解決策として、建築指導というのは、審査を行い、確認申請を整えるという業務が主だったことからすると、これからは、申請者の計画をいかに応援できるか、バックアップできるかが主になっていくのではないかと思っております。そこに対して我々は、規制や指導するだけでなく、計画の支援をする、まちづくりに繋げるというのが、我々のやるべきことであると思っております。ですので、単独の特定行政庁でも、大連協としても、こういった意識が私としては大切であると思っております。

東野 牧田様ありがとうございます。その他に、こちらのテーマについて何かご意見はありますか。



日本建築検査協会(株) 山崎 哲 氏

山崎：民間指定確認検査機関ができません。メリットもあると思います。メリットはスピードが上がります、多少の相談が可能であること、デメリットとしては、行政と比べると金額が高いことだと思います。また、民間指定確認検査機関では裁量行為ができません。羈束行為しかないため、指導に関する権限は全くないので、行政側との多少の壁があり、プランがスムーズにとおらないケースがあると思います。法的に判断ができない場合は、「行政に聞きに行ったらどうですか」と、本来は民間機関側が聞きまことを設計者、つまりお客様にやっていただくのは筋が違うと思いますが、こういった事象が起きているという問題があります。

東野：民間指定確認検査機関の抱えている課題を提起されたと思いますが、やはり行政と民間のそれぞれの立場がありまして、埋めることのできない違いもあるかと思いますが、そういったところはどのような進めていくべきだと思われませんか。

野口：本当に羈束行為だけで物事を作ってしまうと、新しい建物であったり、楽しい建物、もちろん安心安全も含めて、行き着くところがぶれてしまうと思っていますので、是非、特定行政庁と確認機関と設

計者のこういった関係がある方が、我々設計者としてもありがたいと思っております。

東野：野口様ありがとうございます。それでは、次のテーマに移りたいと思います。

構造偽装事件・定期報告制度

東野：私どもが目を見てはならない建築士や建築技術者の信頼を大幅に損ねた事件がありました。この事件の概要について、東様お願いします。

構造偽装事件の概要

東：耐震偽装事件がありました平成17年当時、この偽装手法の多くは、鉄筋量の多い構造計算書等と鉄筋量を削減した構造計算書、当然これは普通に計算を回すとエラーが出ることになりますが、その両方とも出力して、インプット用の前半は鉄筋量の少ない計算書を使って、断面算定が行える後半は鉄筋量の多いものにするという見方はエラーのない計算書が出来上がるという偽装でした。

この偽装について、最終的な裁判の判決では建築士個人が経済設計できる優秀な建築士であるという名誉を維持したいということから、練り込めば経済設計ができるが時間的な余裕もなく、偽装をし、鉄筋量・コンクリートの量を減少させて、安価な建築物、ただし非常に危険な建築物を作ったという判決になりました。一個人が起こした事件としては非常に影響が大きく、その後の建築確認制度に対しても非常に影響を及ぼした事件でした。

東野：ありがとうございます。矢倉様お願いします。

矢倉：構造計算書偽装事件後の法改正として、構造計算適合性判定制

度が導入され、構造計算適合性判定機関(略称:適判機関)を新設する場合、高度な技術を要する構造計算適合性判定員の協力が不可欠で、当時JSCAの建築構造士や建築士会の構造設計・専攻建築士の方に協力いただいたことを今でも記憶しています。本当にありがとうございます。

東野 ありがとうございます。ただいま適判制度の立ち上げに対して、建築士会のお力をお借りしたという話がありました。岡本様の方から適判制度の創設や偽装事件の振り返りをいただきましたと思います。**岡本** 当時、私どもでは考えられなかった事件です。やはり建築士会という立場としては、非常にショックでした。大連協の方々が防災センターにその適判制度を立ち上げるときや建築士会で耐震の第三者評価委員会を作るときにも非常に強いご支援をいただき、今があると感じております。本当にありがとうございます。

事件を受け、私どもは独自でチェックリストを作ることやISOを用いて厳格に運用しました。チェックリストを作った際には、事務所にて図面と合わせてチェックリストを持ってきてもらうようにしていました。業界として、いい転機にはなったと思います。ただ、あの事件の際に優秀な技術者が、事件に「関連する方と業務を通じて関わっていた」ということで、辞職してしまい、優秀な方がこの業界から去っていたというショックがありました。精神的ダメージを負って、立ち上がれなくなってしまう方もおられました。

また、非常に厳しく今でも納得いかなかったものがあります。中央建築士審査会の委員として、一級建築士の処分等にも関わりましたが、そこまで厳格にしなければならなかったのかという思いはあります。ただ、この事件を契機に構造計算や建物の安心・安全面に対して、社会全体に周知・啓発されたというのにはある意味よかったのかなと思います。

ます。

最後に、私どもは中国や韓国、ベトナムの方々と協定でお付き合いをしますけれども、この事件にて作られた制度は、各国ではない制度なので、ある意味良い方向に考えれば良かったと思います。

しかし、こんなにも厳しいというのは技術者が信用されていないと感じています。倫理性などの観点からも、我々は今後考えていかなければならないと思います。

東野 建築士の地位向上という非常に大きなテーマであり、仰るとおりだと思います。やはり適判という新たなチェック体制、いうなれば厳しいチェック体制を敷くことになった事件だと思います。事件を受けて、非常に大きな混乱をきたしたと思います。その混乱した背景やそこからの脱却に向けた動きなどについて、再度、東様からお話を頂きたいと思います。

構造偽装事件後のチェック体制の変革・混乱

東 平成19年に建築基準法の厳格化という改正がされているのですが、それまでの建築基準法、特に構造関係規定については非常に告示が少なく、設計者の裁量もしくは解説本によるといったもので、計算方法の一つですら法律上の位置づけがなかったような時代でした。そこから多くの内容が平成19年にはしっかりと告示、規定化されました。判定員からくる質問も難しい質問ではないのに、質問の返しには判定員が週に一度しか出勤しないため、1週間後になりますといった内容の繰り返しで建築主事としては、質問する側としても少し問題があるかもしれない等と考えながら、何とか短くできるようにいろいろな苦労した思い出があります。突然変わってしまうルールで大混乱が予想できました。大連協としては少しでもその混乱の緩和をできるよ

うに、施行前に事前審査制度を立ち上げて、当面の間、事前チェックさせていただいて、整ってから本番の確認申請を受けましょうといった大阪独自のルールを作りました。その2、3年後に国の方でも円滑化の方へシフトを切ってきたと思います。その折に、大阪府内で確認申請を行う際、あらかじめ設計が認められるようになり、一定範囲の想定したズレ、例えば、間仕切り壁の変更など、当初から想定できる範囲内であれば、軽微な変更で良いという制度ができました。その際に、どこまでの範囲で認めるかの目安となる検討事例を予め大連協で作りました。私もそのワーキングに入りましたので、非常に覚えておりますが、当時、大変画期的なものでその範囲内であれば、こういった軽微な変更やあらかじめの設計もできる等、色々な話し合いを行いました。色々な波及効果があり、円滑化に貢献できたのかなと感じております。思えば、こういった混乱があつて、何とか回避していかなければならないというのを機に大連協としての連携が強固になってきたと感じております。

東野…ありがとうございます。今、行政の立場からこの時期のお話を頂きました。指定確認検査機関の立場からこの適判制度の規制強化を受けて、当時の混乱時期をどのようにお感じになっていたかをお話いただけますか。

山崎…その年の11月に国土交通省がプレス発表して、大問題になったことをよく覚えていますが、ちょうど当社が認可を頂いたのが10月でした。先のプレス発表を受けて、業務をやっていた指定確認検査機関が業務処分を受けて、停止になったりする機関が何社か出ました。そういった状況のもとで先ほどの適判制度ができたり、建築士会岡本様も言っていたように構造だけの構造チェックやレビューをしてほしいとの依頼があり、また問題を起こした確認検査機関に申請した工

事の中の案件も全部構造チェックをしてほしいとのことでも非常に多い量でした。設計事務所協会や民間の指定確認検査機関総動員で処理した覚えがございます。その後、おっしゃるとおりで、厳格化で1ヶ所でも訂正や差し替えがあれば、一切駄目だとなりました。それによって出し直しに次ぐ出し直しでした。そういった状況下ではありましたが、

東野…ありがとうございます。丸岡様はございますか。
丸岡…この耐震偽装事件は、私が審査業務に携わらせて頂いた20年ほどの中でやはり一番大きな出来事でした。このニュースを受けて、社内でもかなり衝撃が走りまして、そのうちに指定権者の方から緊急の立ち入り検査があり、当社がおそらく全国の中でも最も早くに立ち入り検査が行われたと思います。その当時の審査の状況といえますと、変更を認めない・差し替えの提出を認めないというものでした。審査時間はかなりの時間を要しており、100件以上の物件が審査待ちで並んでいるというような状況が記憶に残っています。

お客様にはかなり時間がかかりますよと案内をしながら、残業をして頑張つて処理をした記憶があります。実際には制度は徐々に緩和の方向に進み、現在に至りました。個人的な思いとして、耐震偽装問題があつて、業界的にもなにか気持的に引き締められるような思いで、あの法制度の中でそれまでやっていたことを改めて見直すといったある意味では良い機会だったのではないかと思っております。ただ、年月が経つと意識もだんだん薄れてしまい、適判制度ができた意味合いを感じることもなくスピード感だけを求められるようになってきていると思えます。

東野…ありがとうございます。ただいま審査する側の立場から構造偽装事件に伴う混乱期のお話でしたが、法の厳格化というところで非常に身動きの取りにくい時代だったと思います。そちらについて、申請



(一社)大阪府建築士事務所協会 野口 元氏

者側でどのような混乱があったかを野口様にお話いただきしたいと思います。

野口…当時は審査が厳格されて、業務が停滞してしまったという印象があります。耐震偽装事件がきっかけとなり、今でも審査の厳格化、要は違反設計をもう二度と出さないということを特定行政庁と確認機関の連携の中で特に意識されていることかと思えます。

先ほども東様からその最高裁における建築士の判決の話は、我々建築士は制限業種であり、善管注意義務を違反すれば、処分されるということに改めて気付いた判決でもありました。

民間開放される前は特定行政庁で下してもらったら、お墨付きをもらったという認識で処分について考えたことがなかったです。ところが民間開放後、設計者は違反設計を犯してしまうと、それが社会から

直接糾弾されてしまうことに気付きました。建築士の能力向上がますます求められる時代になったと感じている次第であります。

東野…ありがとうございます。建築士の能力向上と地位向上が非常に大きなテーマであり、今後も続くと思います。難しい課題ですが、

皆様で力を合わせて、より良い業界を作っていかなければならないと思います。

岡本…やはり社会資本整備の一翼を担っていることに尽きると思いますが、制度的な教育を社会にどう溶け込ますかということが重要だと思います。そうするとやっぱり適判員については個人独自の考え方で判断するのではなく、意見を汲んで頂きたいという思いがあります。我々、技術者は根拠に基づいて、いろんなことを判断しなくてはならないと思っています。この許された条件の範囲内で業務を行っていますが、個人の偏った考え方で判断することが民間でもあるので、今後、意見を汲んで頂けるように留意いただきたいと強く思います。

東野…それは大きな課題であると思います。

矢倉…先ほどの内容で、1週間に1回しか判判員がないということについて補足させていただきます。この適判業務は法的には知事の業務であり、構造判定機関にこの業務を行わせることができるようになってきます。当時、私はこの業務を担当していました、知事が業務を行うためには、高度な技術を要する判判員を約80名集める必要があります。検討したところ、行政機関では判判員を確保することは困難であることから知事は判定業務を行わず、構造判定機関に判定業務をお願いすることにしました。その機関で判判員を確保してもらい適判業務をってもらうのです。私はその機関に出向し、企業にお勤めの判判員の方にも、週に1回でも構造判定業務にご協力いただけないかなど判判員の確保に取り組んでいました。そのところをご理解いただければ幸いです。

また、構造判定業務において、2、3か月など長期間を要していた案件があり、構造判定機関の立場で国から指導を受けたことがありま

す。内容は、適判業務は設計者に個人的な設計思想を押し付けるものではなく、法律に適合しているか判定するものです。個人的な内容については基本的に控えるように周知徹底してほしいというものでした。

岡本…そのような苦勞は知らなかったです。私どもは適判員の方によつては、この人は避けてほしいと申し上げたりしたことがありました。矢倉…現在、構造判定にかかる日数は、過去には2、3か月時間を要していたものが、今では事前下見制度もあり、1週間程度で構造判定の審査をしていると聞き、大きく改善されてうれしく思います。

岡本…今は本当に改善されていると感じます。

東野…それでは、次のテーマに移りたいと思います。長年にわたり、大連協の定期報告の下支えをさせていただいております大阪建築防災センターの大西様より定期報告制度について、ご説明をいただきたいと思ひます。

定期報告制度の概要

大西…定期報告制度も50年を迎えましたが、同じく大阪府内では、大阪建築防災センターが定期報告制度推進のために設立されました。定期報告制度は、「定期報告制度の運営要綱」が昭和46年に当時の建設省から発出されたことからスタートしました。特に大阪では千日前デパートの火災もありまして、既存建築物をそのままフローで検査までは厳しくやっておりましたが、その後使用いただいでから手放しにはできないということ、定期報告制度12条にて維持保全の義務を強化していくということになりました。人間という建物の健康診断を行っていくという趣旨で、結果を報告いただくという形での義務化となりました。



(一財)大阪建築防災センター 大西 康之 氏

当時の大阪府内の行政庁も大連協の防災部会を開いて集まっていたとき、どのようなことを行うかを日々ご検討いただいて、大阪独自の調査方法とか、判定基準などを含めて、整えてスタートさせました。最初は報告義務を課している所有者、管理者に対し、強く認識を持って頂く普及啓発に力を入れる必要がありました。その成果もあり、現在ではかなり浸透してきており、報告義務に関する意識はかなり高まってきております。報告率もどんどん上がっており、所有者、管理者への周知・啓発への取り組みに関して、大連協を中心とした関係者のご尽力の賜物です。建築物の健康診断といっても、劣化診断士のようなこともしなければならなかったり、消防点検でやっているような実務のスキルレベルを要するような難しい調査・検査内容が年々求められ高度化していく中で、できる限り防災センターが皆様にアドバイスしながら情報提供を行ってまいりました。

大連協でどのようにしたら調査・検査実務ができるかを大阪府内の独自の運用で何とか調査・検査者に幅広くやっていただくことはできないか、大連協の防災部会の定期報告ワーキングで議論いただいでおりました。それから平成20年に大きな転換期がありまして、国土交通省が告示で全国統一

の調査検査項目を出して、それに従い、法律で定め、明確にしていこうということでした。その内容は、今まで以上に難しく、調査・検査実務の現場では、現実的に法律で定められたとおりにはできないという声が大阪の場合は殺到しました。その為、防災部会にて困難な調査・検査であっても報告いただけるようどのように工夫していけばよいかをお話しました。定期報告はあくまでも報告制度であり、届出という扱いになりますので、皆様からいただく報告書を受け取らないといけないです。所有者・管理者に啓発していくにあたって、大連協にて所有者・管理者向けの説明会を行って頂いたり、台帳整備については報告義務を課すため、府内の対象建築物のあり方やどのような建築物を対象にするのか、しないのかというのを密に大連協の中で整えていただきました。これからも、府内足並みを揃えての定期報告制度推進について、大連協を通じて、行っていけるよう協力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

東野…ありがとうございます。大連協とともに歩んでこられた防災センターの定期報告に対する取り組みについて、振り返っていただきました。

ここからは行政の立場で山本様より定期報告制度についての思いなどをいただきたいと思えます。

山本…私は平成23年より建築行政に携わってきておりまして、その内の12年間、定期報告の制度に関わってきました。そのなかで、建築行政全体の中で定期報告の制度というのは非常に重要であると実感しているところです。大西様からご説明いただいたところですが、制度を創設して、対象建築物をとらまえ、台帳化していき、制度として確立して、今があるというのを改めて感じました。日々、制度に則り、多くの報告がやってくる。それにより、建った後の市域にある建築物



豊中市 山本 有紀氏

の状況が今、どうなっているかを大きく把握することができません。これは、建築行政上、非常に重要な事だと思っております。そして、最も制度のありがたさを痛感するのが大きな事故があったときです。

私が在籍していた時期に代表的なものとしては、福山市の風俗店で大人数の方が亡くなる火災事故があったり、その後にも定期報告制度の改正にもつながった九州の診療所で火災があって、多数の方が亡くなる事故がありました。最近では大阪市内でも診療所で放火により大勢の方が亡くなる事件がありました。このような痛ましい事故があったときに、規定のあり方が実際、建物にどのように活かしているのか、また維持管理の大切さが改めて社会に突き付けられているように思えます。先に述べたような事故があった際に大体、国の方から特定行政庁に対し通知があり、同様の建築物を調査したり、指導・啓発にあたりたりするのですが、その際に、定期報告という制度で対象の建築物と繋がっていることが非常に大きいと思えます。

また、その他定期報告に関しては、平成26年の改正の時のことが一番印象に残っております。大阪府内では制度を統一し、運用してい

くということと各行政庁ごとに色々な状況や事情がありました。制度運用のために府内統一することが一番、安心安全であり、必要だろうということと何とか調整して、一つの制度にしたいのを記憶しています。

東野…ありがとうございます。定期報告制度は維持保全や、今後のメンテナンスに繋げていくような制度です。ストック活用について、どのように活用していくべきか、建築士側の立場として、お話いただきたいと思っています。

野口…先程、大西様からも建築士が報告書の作成に関わる大切さの話があったと思います。会社の中にもFM部があり、定期報告の調査するのですが、検査済証取得時からプラン変更になっているので、それが適法であるかどうかの問い合わせが設計部にあります。でも内容を見てみると、例えば、排煙が取れていなかったり、歩行距離も危ないとなっていたり、報告をきっかけにそういう箇所が少し見えてきて、建築主や所有者にアラートを鳴らすという意味で、3年に1回が非常に良いスパンの制度であると実感いたします。また、建築主・所有者が建物を増築したいとなった際のベースにもなりますので、そのあたりが連動している仕組みだろうと日頃の業務で実感しているところ

です。

定期報告制度の活用について

岡本…長寿命化は役所の施設も一緒ですが、欠かせないと思います。ただ、現状上手くいけてないように思います。勿論、我々は業務としてやっていただいているので、先々に危ないですよ等と指定して、それがどう活きてくるのか、簡単に言うと、会社の修繕費にどう活きて

いるのかというところまで何か本が欲しいなど感じます。指摘されたことをこのように反映して、こういった手法があるよといったようなものがいるように思います。先程、途中で、大西様がおっしゃったようにやると何とか制度が定着してきたと私も思います。さりながら、設備に対する内容が弱いように思います。設備は電気・機械・衛生等と多岐にわたっています。デジタル化が進み、全てが電子化されて、通信環境が最重要になっていく中で、設備技術者が関与する調査に設備技術者本人の視点で中身を少し工夫しなければならぬ時代になったと感じます。時代に合わせて変わってきておりますが、もう少し手が要るのかなと思います。それは恐らく私どもの課題でもあったと感じています。

東野…ありがとうございます。せっかく定期報告制度を使って、建築士が指摘しても、そのまま放置されていたら、何のメリットもない制度であって、その指摘をいかに改修していくかの提案があり、それに基づいて所有者・管理者が内容を直していくことが非常に重要です。良い制度があるのに活かすきれていないという現状についてお話いただきました。今後、この制度をどう進めていくべきか、矢倉様はいかがでしょう。

矢倉…ご指摘はごもっともです。昇降機は近畿ブロック昇降機等検査協議会で、それ以外は大阪建築防災センターで、定期報告の受付業務をお願いしています。定期報告書には不具合の内容は記載されているものの、届出になっているので、我々から建築主や管理者にお伝えする制度にはなっておりません。建築士の方がこの項目は不適合なので、改善が必要ですよお伝えしていただくことになっているかと思えます。そのあたりは連携して協力して進めていく必要があると思えます。

大西…定期報告制度は我々にとって馴染みやすいものだったと思っております。まずは建物の健康診断ということで所有者・管理者自らの財産を守る、使用者の人命を守ることに繋がるという趣旨が許可ではなく報告として馴染んだ理由の一つだとも思います。諸外国を見ると、保険制度を用いたり、行政庁の厳しい審査制度になっていたりしますが、日本では行政庁の直接介入より所有者・管理者に自主的な取り組みを促すこの形が一番馴染むだろうなと感じます。所有者・管理者に自主的な取り組み意識を高めていただき、報告義務をしっかりと認識していただく、ここまで来るのに50年かかりましたが、これからは建築士等の資格者が調査・検査の質を高め、説明責任を果たすことを粘り強く継続していくことで、建物の安全性そして調査・検査の価値が増していくと思います。未然に事故を防ぐためにも言い続けたいかなければならないのは痛感しますし、その為には資格者ともより一層の連携をしていただきたいと思っております。

野口…私からお話させて頂くとタイルの劣化診断は、建物を使う人だけでなく、第三者への危害防止に繋がっていると思います。タイル貼りの建物の使用が10年超えた場合は報告しないといけないので、第三者に対しての危害防止の意味合いがあるということを、我々も建物所有者に伝えていく必要があると思います。

東野…ありがとうございます。50年は経過していても、どんどん良化していく余地がある制度ではないかなと皆様のお話から感じました。全てが完成された制度ではないと思いますので、今後の発展も見届けていきたいと思えます。

牧田…少しお話させて頂きます。岡本様がおっしゃられたその後の処方箋の話については私も同感です。ただ、大西様も言われたように建築基準法の制度上、制約があるが故に、建築行政としてなかなか一歩踏

み出せてないという現状があります。そこに対してはまずは周知を行い、届出を出して頂く。そこから、健康診断とおっしゃったので、それに例えると、町医者のな形で建築士の方々がその処方箋いわゆる病気に対する解決策を積み上げていくことが大切ではないかと思っております。

こうしたことは申し上げた制度上の制約があるので、大連協の場と一緒に、連携しながら処方箋を作り上げていく、場合によっては設備系の専門的な勉強会を開催するなどといったことを今後展開していけたらなと思っております。是非よろしくお願いいたします。

東野…ありがとうございます。ここまで過去の振り返りをしていただきましたが、皆様のご苦労が本当に大変なものであったと物語る経験談をお話いただきました。行政や指定確認検査機関の立場、建築士としての立場、それぞれの見地がありますが、皆様その時々を乗り越えて、現在の建築行政や建築業界に繋がってきております。



吹田市 東野 創太 氏

皆様のお話を振り返ってみると、過去全てを肯定的に捉えることは難しく、規制強化や規制緩和のアンバランスな改正を繰り返し、現行の建築基準法が存在しているものと思えます。大連協がなければ、そういった改正がされる度に特定行政庁ごとでは

らついた法の運用を行ってきて、行政だけでなく申請者様にも大変な混乱をきたしていたものと容易に想像されます。大連協では府内の特定行政庁の合意形成を図りながら、Q・A集などを発信してきた活動は他の都道府県に比較しても活発的な活動であったと思っております。これからの法改正や諸課題についても、協議会として、行政・指定確認検査機関と意見調整をしながら、活動していくものと思います。ここからは諸課題という点を考察しながら、今後の展望の方に移っていききたいと思います。

今後の展望

東野…様々な課題を抱えておりますが、今後の建築指導行政に携わる方の人員確保や技術継承などについて、各立場で感じておられることやこの課題に対し、どのように取り組んでいくべきかをお話したいです。審査者・申請者・行政それぞれの立場からどのように考えているかお話を聞きたいと思っております。まず、行政の立場から山本様お願いいたします。

人員確保・技術継承の課題

山本…行政の仕事をしている立場で、担当だった頃も含め、振り返りますと、最初に申し上げましたように私が審査指導に携わりましたが、平成23年からです。もう既に民間開放も一定進んで、定着し出したタイミングであったかと思えます。その頃はまだ豊中市にも確認申請が少しかったです。今はもうほとんどないといった状況です。申請があまりない中で、担当になり、日々スキルを身につけようと思っても、先ほど東様が仰っていたように年間1万件申請がある時代と違って、OJTでスキルアップしていくことが難しい状況にある中で、

一方で行政庁として果たしていかなければならない役割があります。役所の場合、組織によりますが、人事異動が多く、人が交代する中で、スキルをどのように身につけていくのかが大変難しい課題だと思っております。難しいとは言っても、社会から求められているものは常にありますので、そういった中でどのように展望を見出していくのかを、日々模索していかなければならないと思っております。

そのような課題に対応するためにはやはり単独の行政庁のみで、課題を解決していくには限界があると感じており、これからの人材育成について、行政庁間はもちろん、この大連協という仕組みが大阪府には幸いございますので、積み上げてきたこの仕組みを利用しながら、確認機関、あるいは設計者の方とも、連携をより一層深めていくことが大切であると思っております。

余談になりますが、私が初めて審査業務の担当になったときは、建築職ですので建築の仕事はしていましたが、審査に携わった経験もなく、わからないことが多々ありました。その当時、大連協の仕組みの中で、他の行政庁の方に様々教えて頂いたり、助けていただいたのを覚えております。また、特に構造は特別な分野であまり明るくなかったのですが、こちらが一生懸命、仕事しようとやっているとそれに答えてくださる設計者が中にはいてくださり、申請してくださる設計者から教えてもらったことも経験としてございます。今申し上げたのは私の個人的な体験ですが、そういった個人的な経験に留まらず、何か小さなことからでも、大連協という仕組みを生かして、連携して人材育成を進めていけるような展開が出来ればと思っております。

東野…ありがとうございます。それでは次に指定確認検査機関の立場から、山崎様お願いいたします。

山崎…人員確保につきまして、人口減少で、建設業界では建設会社も

設計事務所も民間の指定確認検査機関も人手不足でいろんな問題が生じているかと思えます。建設会社は施工品質の問題で、建て替えたりにする事件も起きていたり、人災事故も非常に増えてきております。当社は創業時から定年を65歳にしておりましたが、昨年より70歳を定年にいたしました。70歳定年で、退職するかと言いますと、健康でしたら、何歳まで居てもいいですとお伝えしており、最高齢で83歳の方がいます。一般企業はある程度の年齢になると、給与が下がると聞いておりますが、当社は基本的に下げないことにしています。65歳でも70歳でも昨日までやってきた仕事は70歳という年齢を理由に急に下がってしまうのはおかしいのではないかとということで、同じ仕事であれば、費用も延長しようといった制度にいたしました。人員の確保を何とか保っているといった状況です。あとは社員全体の給与を上げていく必要があると思えます。また、やはり多様性の人材、特に女性の働く方が多くいます。育休もしっかりと取っていただき、また戻ってきて、すぐに働けるような制度を最初から考えておりますし、女性だから男性だからといった差はつけず、給与は基本的に一緒でいくといった考え方も当社の方では進めております。

そういった形で人員は何とか確保しておりますが、問題は技術承継でなかなかうまくいってないのが現状です。建築基準法というのは経験者が読んでも、難解な部分があると思えます。白黒はつきりしている部分よりグレーの部分が多く、審査に困ってしまうケースがよくあります。国土交通省が年に1回、立ち入り検査を行ったり、行政でも時々立ち入り検査がありますが、品質を上げるために社員研修を進めていこうということで、今まで品質管理室はなかったのですが、2年ほど前に品質管理室を設けました。国土交通省を含めた各行政主体の窓口をしながら、品質を高めるための研修会、勉強会を2ヶ月に1

回、社員を集めまして、私が講師になったり、建築基準法に詳しい方が説明するといった会を定期的に行っております。忙しくて、セミナーに出られない方にはビデオで撮っておりますので、そのビデオを見てもらったりすることで、社員の品質向上を図っております。それでもちょうど一人前になったところで、退職されたりといった問題も非常に多く、相手が人間である以上は簡単な解決策はございませんので、地道にやっていくしかないと考えております。

東野…ありがとうございます。経営者目線でのお話がありました。例えば、人員確保については経営者がメリットを出していくことで会社として、人を確保していくというところを感じました。また技術承継では非常に苦勞されているというお話がありました。承継という言葉でいきますと過去から培ってきたものを引き継いでいくといった意味であると思えます。現在は建築技術も大変進歩しており、進歩への対応といったところも今後は課題になっていくと思えます。その他いかがでしょうか。

岡本…今まさに東野様がおっしゃったように法律もどんどん変わるが、来年は特に激変すると思えます。それを我々は社会の課題として建築を用いてやろうとしています。また、市町村に派遣する委員は継続教育をやっている事を必須とします。それとやはり三つの資格が必須と考えています。

一つは耐震、二つ目は脱炭素に対する省エネです。三つ目は、既存調査技術者の資格を持っていて且つ人間的に大丈夫かといった評価をして派遣するようにしております。しかしながら、育てる上で、継続することは技術者として必須ですが難しいです。そして、先ほど山本様がおっしゃったように、行政の定年年齢を60歳とするのはあまりにもつたいないと感じます。行政の何年間も続け蓄積された技術、

それを生かす工夫もいるのではないかと思います。人生百年時代、70歳の定年が当たり前だと思えますので、先ほど仰っていた長く現役で業務に携わって頂いた方々の、技術者に定年は無いと思えますので、活かしていかないといけないと思います。大変もったいなく、社会の損失であるとも思います。昨今、地方の工務店でバリアフリーやリフトがどんどん増加しています。その場面で技術を持った方々が活躍できる機会を用意するなどがあると思います。

また我々は事務所協会の主導で小学校への出前授業を行ったり、近畿2府4県の若い建築士に対しての表彰制度あるいは専門学校、高校・大学の教師が生徒に表彰状を届けるといった取り組みを行い、今ある優秀な方々の人材を生かしていくことが必要であると思います。それと将来への投資というのは大連協には50年という歴史があるので、そこを生かして、そこにいた方々、優秀な方々を生かして頂きたいと思えます。

東野…今まさに仰っていた人口減少の中で、今ある若い方々、学生さんたちにこの業界に来ていただくことが今後大事なことになるっていくと思えます。そちらについて、岡本様のご発言で「小学生から働きかけていく」といったお話があったかと思えます。そちらを詳しくお聞かせください。

岡本…事務所協会主体で、我々そして大阪府も協力しています。元々は大阪府、大阪市が取り組んでいたものを我々が引き継いだだけの話ですが、子供たちが生き生きとしています。年を重ねるごとに感受性が減るかと思えますので、その方々をどのように引き込むか。例えば、大学で建築を学んで、都市計画法を学んで、どこに就職するかとなると、設計事務所やゼネコンではなく、商社や金融・保険と異なる方へ就職してしまいます。こういった状況は大変困ります。なので、その

ための努力はしていますが、皆様方に何とかしてほしいといった気持ちがありました。

東野…ありがとうございます。業界側からの学校への働きかけということですね。

岡本…大連協は行政、指定確認検査機関を中心に、大阪には約一万六千人の技能技術者がおります。建築関連もたくさんおりますので、そういった方々も仲間に入れて、講習会の講師をやっていたりしていただく大変ありがたいと思っております。

東野…ジェイネット様としての社員確保への取り組みはございますか。
丸岡…当社では若手の方を確保するために、専門学校等の会社の会社説明会に参加させていただいたりしています。指定確認検査機関では、若手技術者を確保する上で、現状では設計事務所等で働いている方に来ていただくことが少ない為、新卒の方により業界のことを知っていただいて、来ていた



(公社)大阪府建築士会 岡本 森廣 氏

きたいという思いがあります。来ていただく方に業界のことをアピールしていく動きを既に始めております。
技術継承の話ですが、私が20年前にこの業界に入ったときには行政のOBの方が会社におりまして、その方に色々法律

のことを教わって、これまでやってきました。最近では行政のOBの方の入社の機会が非常に少なくなっています。そういった中で私どもが、行政の方から教わったものを次の若手の方に継承していくといった立場になっていると感じます。継承していく事項は、時代の流れもあり、そのまま伝えてもいいものとは違うものではないものの仕分けが必要であり難しさを感じます。

また、新しい法律、新しい技術と建築基準法自体も、非常に専門化してきていることもあり、細かい内容を常に頭に入れながら、下の人に教育することがだんだん難しくなっています。若い方はBIM等の新しい技術の導入についても柔軟に対応できる頭を持っていません。私共の年代の人間が頑張っていけないと、この業界自体がなかなかいい方向に進まないと感じています。法改正による必要人員の不足といった課題もあり、これから始まる2級建築主事制度等を上手く活用して、人材を確保していく動きに向かっておりますけれども、なかなかうまくいっていない状況です。

東野…ありがとうございます。東様は若手職員への教育にすごく力を入れていらっしゃいますが、詳しくお話いただけますでしょうか。東…和泉市では毎年、建築基準適合判定資格者の試験がありますが、試験と同程度の問題、過去問を中心にしながら、私の方で作成しまして、それを全部で17問、選択問題で1日2問ずつ解いてもらって、2週間ほどかけて模擬テストを行っています。年3回行い、それをすでに5年ほどやっています。最初の1年目、2年目は受験者の全然点数は変わらないですし、恐らく当てずっぽうで丸をつけてたまたま合っているだろうなといった状況が続きますが、3年目になりますと急に点数が上がってきます。それはやはり座学と実務が一致してきている時期であるからだと思います。そして、模擬テストをしながら点数が上

がった、自分の力がついたというのを実感できるように少しでも刺激を与えて、若手に何とか自立してもらおう、頑張ってもらいたいというのが一つございます。

それと、個人的には先ほどもありましたように、和泉市単独で人材をずっと能力維持をしていくというのにも限界があると思っています。まして、そういった枠を除いて、例えば私はたまたま長い間、経験を積ませていただいておりますので、意匠全般と構造に関してはお伝えできることは多分にあるかと思えます。今、ルート2建築主事いわゆる特定建築基準適合判定士という資格がありまして、今年たまたま3年に1回のテスト年に当たります。和泉市では受験をしたい人を対象に3ヶ月ぐらいかけて講習を行っております。前回の3年前から和泉市の中だけでなく、他市にも呼びかけ、来たい方には一緒に受講できますよといったスタンスを取っております。今年は泉州地域中心に和泉市に集まっていたらいいので、6人で集まってテスト勉強を行いました。私、個人としては、構造は少し専門性が高いので、和泉市で継承できなければ、例えば隣の岸和田市で構造を得意な方が生まれれば、次はその方が私の代わりにやっていたらいいので、それを意匠・構造・設備と各種において得意な方が府内の市町村には絶対おりますので、その方をうまく頼って、お互いに助け合っていければ、市単独では無理であっても、広域の目線で見れば、こういった継承は何とかなるのではないかと思っております、その為には申し上げましたような工夫が必要だと思います。

東野…ありがとうございます。それでは、ここまでの振り返りに入りたいと思います。皆様が人材確保と技術継承について、非常に心配な気持ちをお持ちであることは大変分かりました。その中で教育機関

への働きかけなど、いかに若い方々にこの業界に振り向いてもらえるか、今後の建築技術の進化への対応など、やらなければならない課題は山積みであると感じております。こうした課題に対して、大連協として、今ある活動の他にどのような活動をしていくかということが今後の大連協の抱えていくべき課題であると感じるところでございます。

今後の大連協に対して一言

東野…先ほどの課題からも感じますが、建築技術の進歩により、デジタル化は今後も進んでいくものと思います。そうしたときに思うのは運用の統一化が非常に重要だと感じております。法の運用ももちろんですし、またBIMというお話もありましたが、BIMの入力法など、あらゆるものについて、統一化は求められてくるものだと思っております。その中で大連協として担うのはやはり法の運用で、行政間のばらつきを無くしていくことではないかと考えております。そういったところで審査する側、設計や申請する側の負担を減らすことに貢献することを今後の大連協に期待したいと思います。

矢倉…大阪府内の建築確認は確認機関への申請が大部分を占めています。一方、行政機関は建築主事の試験に合格したものの審査経験ができる申請物件が少なく、また、審査の多様化・複雑化もあり、審査者の技術力の維持をどうするかなど今後の特定行政庁のあり方が課題になっていきます。そこで、このような課題の解決の糸口として、本日の座談会の議事録を相当期間経過して、タイムカプセルのように開いてもらって、参考にしていただけるとありがたいと思います。また、今までどおり、会員・関係団体など連携し、よい関係で発展されることを期待します。

東…先ほど申し上げましたように、建築基準法の改正のたびに苦労してまいりました。今後も法改正による混乱は、当然生じていくと思います。令和7年の改正も間違いなくそうなると思っています。私、個人的に去年令和7年の改正でどのくらい業務量が増えるのかを簡単に試算しました。和泉市だけで大体年間2万時間ぐらい増えそうだと出ました。人員で申し上げますと10人ほど、審査にかけるボリュームが増えます。大阪府域で考えると和泉市の人口20万人に対し、大阪府の人口が約800万人であるため、40倍増えることになり、そう考えると約400人審査する人間を増やさなければならぬことになり、あくまでもMAXでの想定ですが、このような数値が出ました。大阪府内では昔から4号特例というものの、壁量の検査とか、金物の検査を行っていたので、ダイレクトに増えるとは限りませんが、相当地な業務量が増加することは間違いないと思っています。ただ、大阪には諸先輩方の努力のおかげでしっかりとしたこの大連協という組織があり、問題点を共有する場、またその問題点を少しでも緩和する場といった位置づけがしっかりと根付いています。

今回（4号特例の廃止）は、前回の平成19年（建築確認・検査の厳格化）の大きな改正とは違い、早々に基準は明確になってきています。残り1年ほど時間が残っております。そう言った考える時間が与えられている今回の改正については特にこの大連協でしっかりと想定して、議論し、混乱回避策を少しでも考えて、それを設計事務所様等の関係団体とも共有していく。そういった積極的な活動をもって、全国をリードして、大阪が行っていかねばならないと期待しております。それに向けて、私どもも長年、建築指導業務をしておりますので、大連協を引っ張っていただけるよう、努力していきたいと思っております。**山本**…先ほど申し上げましたことと、重なる部分がありますが、改め

て皆様のお話を伺いまして、思いを強くしたと感じますが、これから一番大事になってくるのは、人材育成だと思えます。特定行政庁、確認機関、設計者それぞれが、それぞれの役割をしっかりと認識し果たしていけるように、人材育成をきっちり進めていくこと、そのためにも連携を一層深めるよう取り組んでいくところが大切で、そうしたことがより良いまちづくりにつながっていくと感じております。そのためにも、50年続いてきた大連協という諸先輩方が築いてきてくださった貴重な仕組みをよりよく活用して、今後も継続・発展させていくことが必要だと思っております。小さなところからでも、できることから一つずつ目の前にあることを一緒に連携してやっていくという積み重ねが大切であると思えます。

大西 既存建築物の使用状況というのはますます複雑化していきます。様々な事情と対峙していかなければならないと思えます。そういった状況の中で府内統一の運用というのは、かなり重要なもので、不可欠なものになっております。大連協防災部会は特定行政庁を繋ぐ重要な役割があることを改めて認識するとともに、これからデジタル化もあり、そうした運用の中核を担っていく機能が設けられる組織であるようこれからも期待し、我々も最大限の協力をしていきたいと思えます。**丸岡** 指定確認検査機関の立場として、建築基準法の統一的な解釈や運用については、まだまだ課題が多いと思っております。申請者も審査する側も少なからず混乱をきたしている状況は変わらぬと思っております。こうした諸問題解決に向けまして、大連協が問題を解決すべく、活発な議論が行われる場で、これからもあつてほしいと思っております。また来年の4月は、建築基準法省エネ法に係る大きな法改正が控えております。行政と確認機関、申請者が一丸となって、大きな波を乗り越えるべく、意見交換・情報交換が行われることを期

待しております。

山崎 行政、指定確認検査機関、事務所協会、建設団体等がこうした定期的な会合の場を持っていることは他の行政では見受けられないと思えます。東京ではないかと思えます。大連協のような場で各団体がお互いに会合しながら向上していく、互いに良い関係を築いていくことを今後も続けていってほしいと思っております。

岡本 三つ考えております。一つ目は現在でも国内・近畿をリードしてこられたということです。大連協の18市及び私は43市町村に影響を与えている組織だと思っております。そういったところから来年の確認申請のデジタル化や省エネ、BIM等といった今までにない大変革になっていくと思えます。今後、丁寧で混乱を起こさない講習会やQ&A等の冊子をお作りいただくことが良いではないかと思えます。二つ目は能登半島地震を含めた自然災害に対する絞ったものです。今、非常に災害の被害等が甚大化しています。これは制度的な課題でもありますけれども、今やるべきことであると思えます。

三つ目は人材育成だと思えます。外国人人材を含めて、いろいろな方々の育成を行うことが大連協の大きな課題であり、また期待であると思えます。

野口 現在、建設業界は特に施工分野での高齢化・人手不足が深刻になってきており、そこを解決しようとする手段としてBIMに活路を見出しております。我々設計者においても、BIMにより図面の完成度を上げて、合理的な施工に繋がることが求められます。それにより確認審査の世界においても設計者からBIMモデルでの審査が期待されており、大阪府も参画されているように、国と民間が今、建築BIM推進会議を立ち上げてBIMによる確認申請の手法を検討され



大阪府 牧田 武一 氏

まずは先ほどから申し上げておりました建築行政の多様化、デジタル化、あとは脱カーボン、そして自然災害への安全対

ています。次の技術承継、人材育成、プラス変化していく環境に合わせた働き方について、大連協で議論して頂きたいと思えます。また BIM データをより積極的に、例えば大阪府のデジタルツインを実現するためや、国の PLATEAU との連携を図るためなど、もう一歩踏み込んでデータをどのように活用するのかがいったところも議論して頂きたいと思えます。

二つ目は温暖化対策です。こちらの方も今後の最重要課題と思っております。大阪から積極的に議論していただいて、国に発信していただけならと思っております。

牧田…2時間以上にわたる座談会で皆様、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。もう頭いっぱいお腹いっぱいになっております。大連協は50年経っておりますので、まずは大連協を皆さんで褒めちぎっていただけたのかなと思っております、また大きな期待をい

ただけたなと思っております。非常に感謝いたします。改めてありがとうございます。私が思っておりますところは3点ございます。

策、これは建築行政としては一丁目一番地であると思っております。今後は今までに向き合っている事象と同じぐらいこれらの諸課題について、向き合っていくべきであると思えます。大連協として制度を拡充していくべきだと感じております。

2点目につきましては、我々審査側ですが、審査だけの殻に閉じこもらずに、設計者、それからもの作りをされる施工者の方々も踏まえられた形での議論・検討を行う場を作っていきたいと思っております。

最後に人材育成・技術継承のお話ですが、これは大連協の枠だけにとどまらず、冒頭私が申し上げた、近畿での会議や日本全国の JCB A という会議体もございしますので、そういった上部会議体にどんどん発信をしていく、発信をするのは私みたいな年寄りではなく、これらを担っていく30代、40代の方々に近畿、全国へ出て、活躍してもらおう仕組み作りが必要であると思っております。我々としてもそういった取り組みを一つ一つ進めていきたいと思っておりますので、ご支援・ご協力のほど、何卒よろしく願っています。

東野…皆様ありがとうございます。今後、大連協だけでなく、建築業界全体が発展することを祈念しまして、座談会を閉会したいと思います。本日はありがとうございます。

【大阪府内建築行政連絡協議会 50周年企画ワーキンググループ活動団体一覧】

大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市、大阪府、日本建築検査協会(株)

令和6年3月掲載